

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ・全障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品またはその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、事前に実行委員会と協議を行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

様式 略